

震災時応急給水拠点 整備事業が完了



震災時応急給水栓（鳥取西高等学校前）

震災時でもみなさんの飲料水は確保されます

鳥取市水道局では、地域防災計画で指定された避難所などの中から、人口分布や水道施設の整備状況などを考慮し、十二カ所の「応急給水拠点」（左図参照）を定めました。

ここでは、震災発生時から復旧までの間、周辺地域のみなさんに飲料水を供給するとともに、その他の避難所などへ給水車で飲料水を運ぶこととしています。

また、二カ所の災害対策本部と四カ所の救急指定病院を「応急給水施設」（左図参照）として定め、飲料水と医療用水を供給します。

応急給水量

この事業が完了したことにより、震災時

鳥取市水道局は、市の総合計画に基づき、「災害に強いまちづくり」の一環として、平成十年度から「応急給水拠点」と「応急給水施設」に接続する水道管の耐震化工事など一連の整備事業を進めてきました。

このほど、その全部が完了。これにより、大規模な地震による災害が発生した場合でも、最低限の飲料水や医療用水を確保できる見通しがたちました。

でも約十五万人の市民に対して、一人一日あたり約百二十リットルの飲料水が確保でき、さらには救急指定病院に医療用水として一日七百立方メートル、またボランティアなどが集まる災害対策本部に一日百立方メートルの飲料水が確保できる見通しになりました。

緊急遮断弁の設置

大規模な地震が発生すると、耐震化が施されていない水道管が破損し、配水池（タンク）に貯まっている大切な水（貯留水）の流失が予想されます。これを防ぐため、配水池に緊急遮断弁を設置しました。

遮断弁が作動すると、一時的に水が出なくなり、水道局では、迅速に復旧工事を行うとともに、この間、貯留水を「応急給水拠点」まで送り、飲料水を供給することとしています。